

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(日本投資者保護基金)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税)(法人税:義)
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 投資者保護基金は、証券会社等の破綻等の際に、顧客資産の円滑な返還に係る業務等に要する費用に充てるため、金融商品取引法に基づき、会員である証券会社等から負担金を徴取して積み立てており、その支払額について、損金算入が認められている。
			《関係条項》 租税特別措置法第66条の11第1項第5号
4	担当部局		金融庁監督局証券課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成23年度～平成29年度
6	創設年度及び改正経緯		制度創設:平成10年度
7	適用期間		恒久措置 (平成22年度より、財務大臣による指定がなされていないことから、損金算入の特例は適用されていない)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 会員である証券会社等の経営破綻により顧客資産の返還が困難であると認められる場合において、当該証券会社等への補償対象債権を有する一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより、投資者保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持すること。 《政策目的の根拠》 金融商品取引法 (目的) 第七十九条の二十一 投資者保護基金(以下この章及び附則において「基金」という。)は、第七十九条の五十六第一項の規定による一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引又は商品関連市場デリバティブ取引に対する信頼性を維持することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家が被る可能性のある損失のリスクを軽減することにより、安心して投資できる市場を構築し、貯蓄から投資への流れを促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・投資者保護資金積立残高 ・証券会社の破綻処理等に係る費用として取崩した額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家が被る可能性のある損失のリスクが軽減され、安心して投資できる市場が構築されることで、投資家が保護され、もって証券取引に対する信頼性の維持に繋がることとなる。</p>																						
9	有効性等	① 適用数	分析対象期間内は損金算入の特例は適用されていないため、該当なし。																						
		② 適用額	同上																						
		③ 減収額	同上																						
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 29 年度末の投資者保護資金残高は 578 億円となり、本租税特別措置が創設された平成 10 年度末残高 332 億円から比較すれば、着実な積立での進捗が見られるところ、過去の証券会社破綻時には、破綻処理に係る費用を基金から取り崩し、円滑な破綻処理を実施したことにより、投資家の保護が図られ、その結果、証券取引に対する信頼性を維持してきた。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>○投資者保護資金積立残高及び取崩額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残 高</td> <td>55,176</td> <td>55,496</td> <td>55,970</td> <td>56,382</td> <td>56,865</td> <td>57,361</td> <td>57,825</td> </tr> <tr> <td>取崩額</td> <td>12</td> <td>175</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(日本投資者保護基金調べ)</p> <p>本租税特別措置が創設されて以降、基金の残高を着実に積み上げてきており、平成 24 年度には、当該基金を取り崩すことにより、証券会社の円滑な破綻処理を実施し、投資家が被る可能性のあった損失リスクを軽減することで、安心して投資できる市場の構築に寄与するセーフティネットとして機能してきたところである。</p> <p>なお、平成 20 年度に積立目標額の 500 億円を達成したことから、平成 22 年度より損金算入の特例は適用されていないが、今後の補償事案の発生次第で、積立額が 500 億円を大きく下回る可能性もあることから、より確実に投資者を保護し、証券取引に対する信頼性を維持していくため、引き続き積立していくことが必要である。</p>		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	残 高	55,176	55,496	55,970	56,382	56,865	57,361	57,825	取崩額	12	175			
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度																		
残 高	55,176	55,496	55,970	56,382	56,865	57,361	57,825																		
取崩額	12	175																							

		⑤ 税込減を是認する理由等	投資者保護基金が、円滑に破綻処理を実施することで、投資者保護が図られて、証券取引に対する信頼性が維持されてきているところ、こうした極めて高い公共性を有する制度であることを踏まえれば、基金の負担金に係る税込減は是認されるべきものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資者保護基金は、証券会社等に負担金拠出が法律により義務付けられていること、また、負担金拠出者ではなく投資者を保護するためのセーフティネットであること等を踏まえれば、その負担金に対し租税特別措置等が設けられていることは妥当と認められる。 なお、破綻した証券会社等に対する補助金等の他の手段も考えられるが、金融業界の他のセーフティネットとの税制上の公平性(例:金融機関が預金保険機構に納付する預金保険の保険料は、全額損金の額に参入可能)を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	投資者保護を図るための制度として、金融商品取引法において、証券会社等の自己資産と顧客資産を分別して管理する義務が証券会社等に課されているが、当基金は、証券会社が分別管理義務に違反し、その結果顧客資産の返還ができない場合等のセーフティネットであり、明確に役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	当基金が行う破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する投資者等を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当と考えられる。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		上記「効果」に記載のとおり、基金の積立目標額 500 億円を達成し、これまでのところ政策目標・政策目的を実現してきているものの、今後の補償事案の発生次第で、積立額が 500 億円を大きく下回る可能性もあることから、より確実に投資者を保護し、証券取引に対する信頼性を維持していくため、引き続き積立てていく必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月